

規制の事前評価書

法令案の名称：犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律案

規制の名称：犯罪利用防止措置用口座等に移転された財産の返還に係る公務所等への照会

規制の区分：☒新設 ☐拡充 ☐緩和 ☐廃止

担当部局：警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課犯罪収益対策室

評価実施時期：令和8年3月

1 規制の必要性・有効性

【新設・拡充】

<法令案の要旨>

最近における犯罪による収益の移転に係る状況等に鑑み、預貯金通帳の不正譲渡等に対する罰則の引上げ、預貯金口座等を利用した財産の移転等を人に有償で依頼する行為等に対する罰則の創設、預貯金口座等が犯罪に利用されることを防止するための警察官による預貯金口座等を用いた措置に関する規定の整備等の措置を講ずる。

<規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>

- ・ 現下の我が国の治安情勢については、近年新たに台頭した匿名・流動型犯罪グループが様々な犯罪を実行しており、治安対策上の脅威となっている。
- ・ これら匿名・流動型犯罪グループが関与している特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺の令和6年中の被害額は合計で約2千億円に上っており、その結果、詐欺罪による同年中の被害総額は3千億円を超えるなど、極めて憂慮すべき状況にある。
- ・ このような詐欺被害の拡大の背景には、匿名・流動型犯罪グループが、国民の社会経済活動に広く浸透している預貯金口座から近年新たに資金決済手段として用いられている暗号資産まで、多岐に渡る金融サービスを悪用している実態があり、その手口の複雑・巧妙化の状況もみられるところである。とりわけ預貯金口座は、当該匿名・流動型犯罪グループが特殊詐欺等の犯罪やマネー・ローンダリングを行う際のツールとして必要不可欠なものとなっている。
- ・ これまでも、預貯金口座の不正譲渡を防ぐために、預貯金口座の開設時や開設後において本人確認等の各種施策が既に重疊的に講じられているものの、預貯金通帳の不正譲渡等を経た預貯金口座等の犯罪利用はむしろ増加傾向にある。この点、預貯金口座等は高い経済的利便性があり、社会経済活動のインフラとして広く利用されているものでもあり、薬物や銃器等の禁制品への対応のように、不正に利用されるおそれのある預貯金口座等を網羅的に排除するような厳格な規制措置を推し進めることも困難である。
- ・ そこで、既存の施策によるこれまで以上の預貯金通帳の不正な譲渡等の防止は困難であるが、預貯金口座等が社会経済上果たす役割に鑑みれば、犯罪に利用されるおそれのある預貯金口座等を網羅的に排除することも困難である以上、今般、預貯金通帳の不正譲渡等に対する罰則の引上げ等を行うことに加えて、一定数の預貯金通帳の不正譲渡等が引き続き行われ得ることを前提として、預貯金口座等が犯罪に利用されることを防止するための措置（以下「口座等犯罪利用防止措置」という。）を行うことが必要である。

<必要となる規制新設・拡充の内容>

- ・ 上記課題を解消・予防するため、警察官による「犯罪利用防止措置用口座等（名義人の表示等について特別の措置を講じた預貯金口座等をいう。以下同じ。）」を用いた預貯金口座等が犯罪に利用されることを防止するための措置を実施するための口座等犯罪利用防止措置に係る規定を新たに設けることとする。
- ・ 警察本部長は、犯罪利用防止措置用口座等への財産の移転等があった場合は、当該財産を保管し、当該財産の移転等を行った者に対し当該財産について返還のための調査を行うこととし、調査に必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができることとするものである。なお、当該照会を受けた公務所等においては、照会に対する報告義務が生じるものと解されるところである。

2 規制の妥当性（その他の手段との比較検証）

【新設・拡充】

＜その他の規制手段の検討状況＞

☐ 検討した ☒ 検討しなかった

（検討した内容・結果又は検討しなかった理由）

- ・ 代替できるものが想定されないため。

＜その他非規制手段の検討状況＞

☒ 非規制手段を全く導入しておらず、今回初めて検討した

☐ 非規制手段を全く導入しておらず、今回も検討しなかった

☐ 非規制手段を既に導入しているが、別途の非規制手段も検討した

☐ 非規制手段を既に導入しているため、検討しなかった

（検討した内容・結果又は検討しなかった理由、既に導入済みの非規制手段の内容）

- ・ 公務所又は公私の団体における回答を法令で規定せずに、任意の回答とすることも検討したものの、仮に回答が得られない場合には、犯罪利用防止措置用口座等に財産を移転した詐欺等の被害者に対する被害金の返還のために必要な情報を把握することが困難となるおそれがあることから、採択しないこととした。

3 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

- ・ 本規制の新設により、犯罪利用防止措置用口座等へ財産を移転した者に対し、適切に当該財産の返還を行うことが可能となり、口座等犯罪利用防止措置の目的（預貯金口座等が犯罪に利用されることを防止すること）が達成されることとなる。
- ・ これらの効果については、法の施行後に初めて測定されるものであり、現状では定量化することができないが、事後評価書を作成するまでには、規制の目的である預貯金口座等の不正利用の防止に関し、預貯金通帳の不正譲渡等の検挙件数を5年分把握するなどにより、定量化することとする。

4 負担の把握

【新設・拡充】

＜遵守費用＞

(公務所等における警察官からの照会に応ずる必要について)

- ・ 本改正により、犯罪利用防止措置用口座等へ移転等された財産の返還に際して、警察本部長において公務所等へ照会を行い必要な事項の報告を求めることができることとした場合、公務所等は当該照会に対する応答義務を負うことになり、これに係る事務負担が発生する。
- ・ なお、同義務がどの程度生じるかについては法の施行後に初めて判明するものであり、具体的な費用の算出は困難である。

＜行政費用＞

(口座等犯罪利用防止措置を講ずるための費用について)

- ・ 警察官において犯罪利用防止措置用口座等に移転された財産の返還を行うための体制整備費用（例えば、追加的な人員の確保）が発生する。

5 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

☒意見聴取した ☐意見聴取しなかった

＜主な意見内容と今後調整を要する論点＞

- ・ 返還に当たっては、「架空名義口座（犯罪利用防止措置用口座等）」に入金した者の返還を受ける機会を適正に確保するため、当該入金者やその所在について警察が可能な限り調査を実施することが考えられる。

＜関連する会合の名称、開催日＞

金融サービスを悪用したマネー・ローンダリングへの対策に関する懇談会【全3回】

(令和7年9月18日、同年11月27日、同年12月25日)

＜関連する会合の議事録の公表＞

警察庁 JAFIC ウェブサイト「金融サービスを悪用したマネー・ローンダリングへの対策に関する懇談会」

(<https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/kondankai/kondankai.htm>)

6 事後評価の実施時期

【新設】

- ・ 本改正については、施行から5年以内の適切な時期に事後評価を実施する。